# 平成十五年公正取引委員会規則第一号

通信技術を活用した行政の推進等に関する公正取引委員会の所管する法令に係る情報 法律施行規則

る行政手続等における情報通信の技術の利用に関定に基づき、公正取引委員会の所管する法令に係 (昭和二十二年法律第五十四号)第七十六条の規私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 する法律施行規則を次のように定める。 五条第一項並びに第六条第一項及び第三項並びに 第一項及び第四項、第四条第一項及び第四項、第 する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条 政手続等における情報通信の技術の利用に関

第一条 及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、 この規則の定めるところによる。 の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則 づく命令(告示を含む。)、条例、地方公共団体 り行う場合については、他の法律及び法律に基 法その他の情報通信の技術を利用する方法によ 規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方 以下「法」という。) 第六条から第九条までの に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。 手続等を情報通信技術を活用した行政の推進等 公正取引委員会の所管する法令に基づく

ほか、法及びこの規則の規定の例による。 る規則及び規程に特別の定めのある場合を除く 共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定め 律に基づく命令(告示を含む。)、条例、地方公 法により行う場合については、他の法律及び法 する方法その他の情報通信の技術を利用する方 けるものを除く。) を電子情報処理組織を使用 公正取引委員会の所管する法令に基づく手続 (法第六条から第九条までの規定の適用を受

# 第二条 この規則で使用する用語は、法で使用す る用語の例による。

意義は、当該各号に定めるところによる。 この規則において、次の各号に掲げる用語の 成十二年法律第百二号)第二条第一項に規 電子署名 次に掲げるものをいう。 電子署名及び認証業務に関する法律(平

定する電子署名

又は行わせるために運営するものをいう。) 電子情報処理組織を使用して手続を行い、 家公務員の職を証明することその他政府が の官職証明書に基づく電子署名 政府認証基盤(行政機関の長その他の国

- 使用して手続を行い、又は行わせるために 運営するものをいう。)の職責証明書に基 その他地方公共団体が電子情報処理組織を 長その他の地方公務員の職を証明すること づく電子署名 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の
- るために用いられる事項がこれらの者に係る 等が電子署名を行った者であることを確認す 磁的記録をいう。 ものであることを証明するために作成する電 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関

(申請等に係る電子情報処理組織)

係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に 線で接続した電子情報処理組織をいう。 める技術的基準に適合するものとを電気通信回 電子計算機であって公正取引委員会が告示で定 法第六条第一項に規定する主務省令で定

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 申請等を行う者が、公正取引委員会が告示で定 請等をする者の使用に係る電子計算機から入力 めるところにより、次の各号に掲げる事項を申 申請等を行う者は、公正取引委員会が告示で定 べきこととされている書面等を提出することを することに代えて、法令の規定に基づき添付す めるところにより、第二号に掲げる事項を入力 し、申請等を行わなければならない。ただし、 電子情報処理組織を使用する方法により

て法令の規定により添付すべきこととされて き行政機関等が定める事項 れている事項その他当該申請等が行われるべ する書面等を除く。)に記載すべきこととさ 当該申請等を書面等により行う場合におい 当該申請等を書面等により行うときに提出 べきこととされている書面等(次号に規定

- 2 当該入力に係る事項の確認のために必要な限度 関等は、公正取引委員会が告示で定める期間、 記載されている事項を入力するときは、行政機 項のうち公正取引委員会が告示で定めるものに において当該書面等を提出させることができ 申請等を行う者が、前項第二号に規定する事 (前号に掲げる事項を除く。) いる書面等に記載され又は記載すべき事項
- 3 項の規定により入力する事項についての情報に 前二項の規定により申請等を行う者は、 第一

当該申請等を行った者を確認するための措置を 別に指定する場合は、本文に規定する措置に代 だし、当該申請等が行われるべき行政機関等が 書であって、次の各号のいずれかに該当するも 電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明 えて当該措置を行わなければならない。 のと併せてこれを送信しなければならない。た

- 号)第十二条の二第一項及び第三項(これら た電子証明書 合を含む。) の規定に基づき登記官が作成し の規定を他の法令の規定において準用する場 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五
- 署名用電子証明書 法律第百五十三号)第三条第一項に規定する ム機構の認証業務に関する法律(平成十四年 電子署名等に係る地方公共団体情報システ
- 員会が告示で定める電子証明書 前二号に規定するもののほか、 公正取引委
- 及び暗証符号を用いることとされている第一項 た識別符号及び暗証符号を電子計算機から入力 しなければならない。 行政機関等が指定するところにより識別符号 規定による申請等を行う者は、事前に入手し
- 5 又は記載されている事項を入力した場合は、そ 基づき当該書面等のうち一通に記載すべき事項 の他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は 必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に 記載されている事項の入力がなされたものとみ 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第五条 法第七条第一項に規定する主務省令で定 める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に 通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 示で定める技術的基準に適合するものとを電気 係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用 に係る電子計算機であって公正取引委員会が告 (電子情報処理組織による処分通知等)

第六条 行政機関等が、法第七条第一項の規定に 等の使用に係る電子計算機に備えられたファイ 使用に係る電子計算機から入力し、当該事項に 処分通知等を行うときは、当該処分通知等につ より、電子情報処理組織を使用する方法により べきこととされている事項を当該行政機関等の き規定した法令の規定において書面等に記載す ルにこれを記録しなければならない。ただし、 ついての情報に電子署名を行い、当該行政機関

2 に代えて当該措置を行わなければならない。 等が別に指定する場合は、本文に規定する措置 た行政機関等を確認するための措置を行政機関 処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行っ

- 当該処分通知等を行わなければならない。 合は、前項の規定にかかわらず、書面等により 時から二十四時間以内に当該処分通知等を記録 られたファイルに記録することが可能となった 処分通知等をその使用に係る電子計算機に備え しない場合その他行政機関等が必要と認める場 行政機関等は、処分通知等を受ける者が当該
- 複製し、又は複製させてはならない。 場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を を受けた者は、公正取引委員会が告示で定める 織を使用して行われた場合は、当該処分通 が求められている処分通知等が電子情報処理 書面等により行われた場合に返納その他返還 知等
- 磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る 他返還を行うときは、当該処分通知等に係る電 ければならない。 電子計算機に備えられたファイルから消去しな 前項の場合において、処分通知等の返納その

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第七条 法第七条第一項ただし書に規定する主務 省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれ かの方式とする。

- 識別符号及び暗証符号の入力 第五条の電子情報処理組織を使用して行う
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により 関等が定めるところにより行う届出 分通知等を受けることを希望する旨の行政
- 三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が 定める方式

(電磁的記録による縦覧等)

第九条 行政機関等が、法第九条第一項の規定に 第八条 行政機関等が、法第八条第一項の規定に 記録されている事項を記載した書類による方法 算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に る方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計 事項を記載した書類により縦覧等を行う場合に より電磁的記録に記録されている事項又は当該 (電磁的記録による作成等) おいては、当該事項をインターネットを利用す により縦覧等を行うものとする。

より電磁的記録の作成等を行う場合にお に係る電子計算機に備えられたファイルに記 は、当該作成等に係る情報を行政機関等の使 いて

技術の進展の状況を踏まえた適切な方法による いう。次項において同じ。)その他の情報通信 ド・コンピューティング・サービス関連技術を 律第百三号) 第二条第四項に規定するクラウ (官民データ活用推進基本法(平成二十八年法ウド・コンピューティング・サービス関連技術 よるものとする。ただし、当該作成等は、クラ る記録媒体をいう。) をもって調製する方法に する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係

令の規定により電磁的記録により作成等を行う 進展の状況を踏まえた適切な方法によるものと グ・サービス関連技術その他の情報通信技術の 場合においては、クラウド・コンピューティン 行政機関等が、公正取引委員会の所管する法

(氏名等を明らかにする措置)

第十条 法第六条第四項に規定する主務省令で定 する措置を行うことをいう。 てこれを送信すること又は同項ただし書に規定書であって同条第三項各号に掲げるものと併せ 電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明 条第一項第一号に掲げる事項についての情報に める氏名又は名称を明らかにする措置は、第四

すること又は同項ただし書に規定する措置を行電子計算機に備えられたファイルにこれを記録 うことをいう。 報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る 氏名又は名称を明らかにする措置は、第六条第 一項の規定に基づき入力する事項についての情 法第七条第四項に規定する主務省令で定める

を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名 ものは、行政機関等が電磁的記録により作成等 に係る電子証明書を添付することをいう。 法第九条第三項に規定する主務省令で定める

3

この規則は、平成十五年三月三十一日から施

員会規則第一号) 則 (平成一七年三月七日公正取引委

この規則は、公布の日から施行する。 (平成一七年三月三一日公正取引

この規則は、平成十七年四月一日から施行す 委員会規則第三号)

引委員会規則第一七号) 則 (平成一七年一二月二八日公正取

> る。 この規則は、平成十八年一月四日から施行す

### 委員会規則第二号) 則 (平成二七年一月二一日公正取引

附 則 (平成二七年一一月二日公正取引の日 (平成二十七年四月一日) から施行する。 確保に関する法律の一部を改正する法律の施行 この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の

# 委員会規則第八号) (平成二七年一一月二日公正取引

日)から施行する。 成二十五年法律第二十七号)附則第一条第四号 識別するための番号の利用等に関する法律(平 に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一 この規則は、行政手続における特定の個

### 委員会規則第四号) 則 (令和元年一二月一三日公正取引

等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年 等における情報通信の技術の利用に関する法律 手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政 十二月十六日)から施行する。 運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続 この規則は、情報通信技術の活用による行政

# 委員会規則第七号) (令和二年一二月二五日公正取引

この規則は、令和二年十二月二十五日から施

#### 員会規則第二号) 附 則 (令和五年三月三一日公正取引委

この規則は、令和五年四月一日から施行す

る。

委員会規則第三号) 則 (令和五年一二月二五日公正取引

この規則は、公布の日から施行する。